

(R7. 9. 30)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 中央技術コンサルタンツ	本田 俊昭	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和 7年 10月 1日から 令和 8年 3月 31日まで (6か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) 中央技術コンサルタンツは、気仙沼市が発注した道路設計業務の入札において、入札執行前に同市職員から設計価格を聞くことにより公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、同社東北支店長が公契約関係競争入札等妨害の容疑等で宮城県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由等

同社の職員が逮捕されたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2 第6号に該当する。

なお、指名停止措置期間は6か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 6 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	イ 県外における建設工事等及び維持修繕業務等 6 カ月以上 24 カ月以内